

令和 8 年度第 1 回長門医療圏地域医療構想調整会議 議事概要

【日 時】 令和 8 年 8 月 1 8 日（火） 1 8 : 3 0 ~ : 1 9 : 4 1

【場 所】 長門健康福祉センター 2 階 会議室

【出席者】 出席者名簿のとおり

【議事内容】

- 地域医療構想の進捗状況の検証を行い、医療機関対応方針の取組の実施状況等について確認した。
- 病床数適正化緊急支援事業について、斎木病院の病床削減に係る説明を行い、新興感染症に係る協定による病床の確保等、地域の医療提供体制に問題がないことを確認した上、地域医療構想の達成に向けた対応方針の変更について合意した。
- 新たな地域医療構想策定ガイドラインの概要並びに令和 8 年度の優先的検討事項、3 カ年度分の策定ロードマップ、検討体制及び構想区域・急性期拠点機能の決定手法について説明を行った。
- 外来医師偏在指標と外来医師多数区域について説明を行った。

- 1 令和 8 年度地域医療構想調整会議の進め方について
- 2 令和 7 年度病床機能報告結果について
- 3 地域医療構想の進捗状況の検証について

県医療政策課から、今年度の地域医療構想調整会議の予定、令和 7 年度病床機能報告結果について説明を行った上で、地域医療構想の進捗状況を検証するとともに、医療機関対応方針の取組の実施状況等について確認を行った。

（主な意見・質問等）

- 資料 2—2 に記載の急性期の新規入棟患者数、在棟患者延べ数を見ると、萩医療圏に比し、2 倍近い数値であるが、この理由をどのように考えているか。また、必要病床数の算出を改める考えはあるか。
- ⇒ 当該数値については、他の医療圏から一定、患者の流入があるためだと考えている。

現行の必要病床数は、平成 2 8 年度に現行構想を策定した際に定めたものであり、毎年度、算出しなおすという性格のものではない。今年度から策定に係る検討を開始する 2040 年を見据えた新たな地域医療構想においても、医

療法施行規則の規定に従い必要病床数の推計を行うこととなる。

4 病床数適正化緊急支援事業について

県医療政策課及び斎木病院から、病床数適正化緊急支援事業に係る病床削減及び対応方針（2025 プラン）の変更について説明を行った。

斎木病院の病床削減については、看護師等の人材不足による人員配置の適正化等のため、急性期 1 床、慢性期 2 床を削減するものであり、当該病床が未稼働のものであることに鑑み入院医療の継続に支障がないことが説明された。

協議の結果、当該医療機関の病床削減について新興感染症に係る協定による病床の確保等、地域の医療提供体制に問題がないことを確認し、対応方針の変更について合意した。

（主な意見・質問等）

特に意見・質問等なし。

5 令和 7 年度かかりつけ医機能報告の結果について

県医療政策課から、令和 7 年度かかりつけ医機能報告の結果及び活用のあり方について説明を行った。

（主な意見・質問等）

特に意見・質問等なし。

6 新たな地域医療構想の策定について

県医療政策課から、新たな地域医療構想策定ガイドラインの概要並びに令和 8 年度の優先的検討事項、3 カ年度分の策定ロードマップ、検討体制及び構想区域・急性期拠点機能の決定手法について説明を行った。

（主な意見・質問等）

○ 従前、県に対し医療圏の見直しをお願いしてきたが、例えば、長門医療圏と萩医療圏が統合されることはあり得るか。

⇒ 現時点、県として、具体的な案をお示しできる段階にない。今後、国から示されるデータ分析を踏まえ、現状の医療機関間の役割分担や、患者の医療アクセスの状況に十分配慮した上で、検討を行って参りたい。

○ 策定に係るロードマップについて、焦って策定をしようとしている印象を受ける。

⇒ 圏域ごとに状況や議論の進捗も異なると思われ、前後することは予想されるところ。地域の関係者の意見を聴きながら、十分な協議を行って参りたい。

7 外来医師偏在指標と外来医師多数区域について

県医療政策課から、新たに長門医療圏が偏在指標全国上位の 1/3 に入ったところ、今後、外来医師多数区域として医療計画において定め、令和 9 年 4 月から取り組むこととなることについて説明を行った。

(主な意見・質問等)

○ 長門医療圏が外来医師多数区域になることについて、具体的な要因が分かりづらい。

⇒ 報告上の、非常勤を含めた診療所勤務医の増加と患者人口の減少が、算定式上の主な要因となっていることを、説明。